

意見書（案）第11号

タンク貯蔵汚染水を海洋放出する基本方針の拙速な決定に反対する意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和3年6月21日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち 様

提出者	三鷹市議会議員	紫 野 あすか
賛成者	〃	大 城 美 幸
〃	〃	前 田 ま い
〃	〃	栗 原 けんじ

タンク貯蔵汚染水を海洋放出する基本方針の拙速な決定に反対する意見書

2021年4月13日、政府は関係閣僚会議において、東京電力福島第一原発事故により発生した汚染水を多核種除去設備等で処理し、タンク貯蔵保管されている多核種除去設備等処理水の処分方法として、海洋放出を選択するとする基本方針を決定した。政府の基本方針は、放出するトリチウムについて、年間の総量を22兆ベクレル、濃度を1リットル当たり1,500ベクレルとしている。これでは40年以上の期間にわたって放出が続くことになる。

被害者である福島県民は、あらゆる世論調査において、海洋放出に反対及び慎重な対応を求める意見が明確に多数を占めている。海洋放出する方針については、福島県59市町村議会中、少なくとも43議会が反対、または慎重な対応を求める意見書を可決している。

また、福島県漁連も全漁連も海洋放出に反対の意見を明確にしている。2020年に資源エネルギー庁が開催した「御意見を伺う場」においても、福島第一原発事故によって極めて深刻な打撃を受けた、農林水産業及びその関連産業の代表者は皆、海洋放出に反対の意見を述べている。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、以下の事項を求める。

記

- 1 関係閣僚会議で決定された、海洋放出を選択するとする基本方針を撤回すること。
- 2 国として、なぜ海洋放出の方針決定を行ったのか、漁業者、国民に責任を持って説明すること。
- 3 半減期効果を念頭に置いた敷地内のさらなるタンク増設による保管継続や大型タンクの長期保管など、専門家、市民からの提案を含め、安定した処理・保管方法等について漁民、国民が合意できる方策を検討、実施すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年6月21日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち